(6)　訓練手当の支給の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 北大阪高等職業技術専門校 | 通所のため、自転車、電車、バスを利用して通所している生徒について、自転車の利用距離が片道２キロメートル以上あるにもかかわらず、認定の誤りにより、自転車分の手当（平成25年４月16日～同年11月15日分 25,711円）の支給がされていなかった。 | 【是正を求めるもの】速やかに支給不足になっている通所手当の追給措置を講じるとともに、他に同様の事例がないか確かめられたい。また、起案者のみならず、決裁関与者を含めて訓練手当の認定等処理のルールについて、理解を深め、訓練手当の認定等処理を行う際は、必ずマニュアルや関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府訓練手当支給規則】第６条 技能習得手当は、受講手当及び通所手当とする。４　通所手当は、次の各号のいずれかに該当する支給対象者に対して支給する。　(3)　通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）５　通所手当の月額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。　(1)　前項第１号に該当する者　次項及び第七項に定めるところにより算定したその者の一箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）　(2)　前項第２号に該当する者　自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあっては3,690円、その他の者にあっては5,850円（第四条第二項の規定により定められた基本手当の日額の級地区分が３級地に該当する者であって、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上であるものにあっては、8,010円）　(3)　前項第３号に該当する者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって、通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ交通機関等を利用しているものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道２キロメートル以上である者及びその距離が片道２キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者 第１号に掲げる額と前号に掲げる額との合計額 |

 | 本件に関しては、北大阪高等職業技術専門校より速やかに対象者あて未支給があった旨の通知（平成26年７月18日付け）を行った後、人材育成課により追給処理を行った（平成26年７月31日支払）。また、当該書類一式を再度点検し、他に同様の事例はないことを確認した。なお、事務処理に当たっては、認定要件の正確さを期するため、経路の確認においては、マニュアル及び関係規則を再度確認するとともに、人材育成課への報告書類は、毎月、必ず複数の人間で確認を行うこととし、再発防止に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 北大阪高等職業技術専門校 | 大阪府訓練手当支給規則及び公共職業訓練に係る大阪府訓練手当支給取扱要領によれば、訓練手当支給対象者が、疾病等やむを得ない理由がなく、休校日をはさんで、連続して３日以上職業訓練を受けなかった場合は、当該休校日については、基本手当及び通所手当を支給しないものとされているにもかかわらず、手当を支給しているものが２件あった。【過払い額】　　 　基本手当　　 通所手当　　　　合計(1)　　12,930円 1,137円　　　14,067円(2)　　24,710円　　　 1,789円 26,499円 計 37,640円　 2,926円　　　40,566円  | 【是正を求めるもの】速やかに過払いになっている基本手当及び通所手当の戻入措置を講じるとともに、他に同様の事例がないか確かめられたい。また、起案者のみならず、決裁関与者を含めて訓練手当の支給事務のルールについて、理解を深め、訓練手当の支給事務を行う際は、必ずマニュアルや関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。【大阪府訓練手当支給規則】（技能習得手当）第６条　(略)８　第４条第１項ただし書の規定により基本手当を支給されない日を含む月の通所手当の月額は、第５項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその日数のその月の日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。【公共職業訓練に係る大阪府訓練手当支給取扱要領】（基本手当）第２条　（略）４　支給対象者が、疾病又は負傷及び天災その他のやむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず、休校日をはさんで、連続して３日以上職業訓練を受けなかった場合は、当該休校日については支給しないものとする。　 | 本件に関しては、北大阪高等職業技術専門校より速やかに各対象者宛過払いがあった旨の通知（平成26年６月24日付け・平成26年６月30日付け）を行ったのち、人材育成課により返納通知書を発行し、返納を受けた（平成26年７月22日・平成26年７月16日）。また、当該書類一式を再度点検し、他に同様の事例はないことを確認した。なお、事務処理に当たっては、改めて規則を正確に認識するため、校内において、マニュアル及び関係規則を再度確認するとともに、人材育成課への報告書類は、毎月、必ず複数の人間で確認を行うこととし、再発防止に努める。 |